

尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書に対する知事意見

- 1 当事業の実施にあたり、周辺環境への影響等に関して新たな事情が生じたときは、必要に応じて環境項目及び調査、予測及び評価の手法等の再検討並びに追加の調査、予測、評価等を行うこと。
- 2 工事中及び供用後において、事前に予測し得なかった環境影響が生じた場合、または予測等に用いた計画諸元をやむを得ず変更する場合は、速やかに調査等を行い、関係機関と協議のうえ、適切な措置を講ずること。
- 3 周辺環境への影響や環境保全対策について、適切な機会をとらえて岐阜県の地元自治体や地域住民に対して丁寧に説明すること。特に隣県事業であるので、地域住民への情報提供を積極的に行うよう努めること。